第 5644 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行
リーダァスクラブFAXニュース
(2017年)平成29年 2月 6日 月曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所 ／ 相続税申告相談センター（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：http://www.souzokuzouyo.com

♤ 類似業種比準方式の見直し

Q：平成29年から非上場株式の評価方法が改正になっているそうですが、どのようになったのですか？

A：類似業種比準方式の評価方法が改正になっています。

【解説】

平成29年度の税制改正では、非上場株式の評価方法のうち、類似業種比準方式の評価方法が改正になりました。

概要は、次のとおりです。

①類似業種の株価の採り方

これまでの

・課税時期の属する月以前３ヶ月間の各月の類似業種の株価のうちもっとも低いもの

・類似業種の前年平均株価に加えて

・課税時期の属する月以前２年間平均のいずれかを選択することができるように改正

②類似業種の比準要素に連結決算を反映

これまでは、上場会社単体の決算を基にした比準要素でしたが、これが連結決算を基にしたものに改正

③比準要素の比重を１：１：１に

類似業種比準方式の算式で、利益金額に３倍していたものを１倍に改正

④大会社と中会社の範囲を拡大

評価会社の規模を判定する基準を引き下げ、類似業種比準方式を使用できる範囲を拡大

⑤株式保有特定会社の判定

株式保有特定会社の判定基準に用いられる株式に新株予約権付社債を含める

この改正は、平成29年１月１日以後です。